



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………  
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 昭和四十二年東京都告示第九百十六号(文教地区における建築制限建築物の指定)の一部改正……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………  
……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 特定非営利活動法人の特例認定……………  
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

告示

●東京都告示第二十七号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。  
平成三十年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子  
一 施行者の氏名又は名称  
独立行政法人都市再生機構及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

二 事業施行期間  
平成二十五年八月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区  
千代田区大手町二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称  
大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地  
中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日  
平成二十五年八月三十日

七 変更の内容  
事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

八 事業計画の変更の認可の年月日  
平成三十年一月十五日

●東京都告示第二十八号  
昭和四十二年東京都告示第九百十六号(文教地区における建築制限建築物の指定)の一部を次のように改正する。  
平成三十年一月十五日  
東京都知事 小 池 百合子  
第二号中「及び第二種中高層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

●東京都告示第二十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成三十年一月十五日  
東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
日本橋一丁目中地区(4-12番街区)再開発準備組合理事長 近藤 昌義  
中央区日本橋一丁目八番三号

二 対象事業の名称及び種類  
(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画  
高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、中央区日本橋一丁目に位置する事業区域面積約三ヘクタールに、国際競争力の強化に資する金融・ライフサイエンス拠点及び国際都市東京の魅力発信空間を形成する市街地再開発事業であり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについて

いての事業者の見解の概要  
 対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係  
 区長からの意見が二件あった。  
 事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は  
 別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

- (一) 期間  
 平成三十年一月十五日から同年二月五日まで。ただ  
 し、日曜日及び土曜日を除く。
- (二) 時間  
 午前九時三十分から午後四時三十分まで
- (三) 場所

- ア 中央区環境土木部環境政策課  
 中央区築地一丁目一番一号
- イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課  
 千代田区九段南一丁目二番一号
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課  
 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁  
 舎二十三階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課  
 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
- エ 三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要  
 意見等の件数の内訳は、表1に示すとおりである。  
 評価書案に対して、都民からの意見書の提出はなかった。また、事業段階関係区  
 長である、中央区区長及び千代田区区長から意見が提出された。  
 事業段階関係区長からの意見及び事業者の見解は、表2～表3に示すとおりである。  
 なお、意見及び見解は、全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係区長からの意見	2
合計	2

表2(1) 事業段階関係区長（中央区）からの意見及び事業者の見解

表2(1) 事業段階関係区長（中央区）からの意見及び事業者の見解	
項目	事業者の見解
<p>項目 施工計画</p> <p>工事車両による道路上における待機駐            車がないように努めること。</p>	<p>工事車両については、今後、詳細な施工            計画を作成する中において、道路上におけ            る待機車両がないよう一層配慮するととも            に、運転者に周知徹底いたします。</p> <p>工事車両の走行ルートは、周辺道路の            交通状況や周辺開発の工事状況を踏まえ、            関係機関と十分協議のうえ決定し、時間            等を考慮した運行管理により、車の集中            化を避けるなど、周辺の交通渋滞の防止や            交通安全の確保に努め、地域住民等への交            通利便に係る影響の低減を図ります。</p>
<p>項目 大気汚染</p> <p>工事の施工中、建設機械の稼働に伴い二            酸化窒素濃度が環境基準値を上回っている            ことから、次の事項に留意するとともに、            十分な対策を講じること。</p> <p>(1) 工事の実施に当たっては作業計画を十            分検討し、建設機械及び工事車両の集            中稼働を避けるとともに、最新の排出ガ            ス対策型の建設機械及び排出ガス規制            に適合した工事車両の使用に努める            こと。</p> <p>(2) 建設機械及び工事車両の使用に当            たっては、アイドリング・ストップの効            行に努めること。</p>	<p>建設機械及び工事車両については、今            後、詳細な施工計画を作成する中で、次の            ような環境保全のための措置を確実に実            施することにより、大気汚染への影響の低減            に努めます。</p> <p>(1) 工事工程の平準化に努めるとともに、第            三次排出ガス対策型建設機械等最新の            排出ガス対策型の建設機械及び排出ガ            ス規制に適合した工事車両の使用に            努めます。</p> <p>(2) 建設機械の稼働及び工事車両の走行            に当たって、アイドリング・ストップの効            行を運転者に周知徹底いたします。</p>
<p>項目 騒音・振動</p> <p>計画地周辺では、同時期に多数の開発事            業が稼働することから、建設機械の騒音・            振動の更なる低減に努めること。</p>	<p>建設機械については、低騒音工法の選択、            建設機械の配置への配慮等、適切な工事方            法を検討する等の環境保全のための措置を            確実に実施することにより、より一層の影            響の低減を図ります。</p> <p>工事車両については、過積載防止や当            該路線の規制速度の遵守について、運転者            に周知徹底いたします。</p>
<p>項目 工事車両の走行に当たっては、過積載            を防止するとともに、当該路線の規制速度            を遵守すること。</p>	<p>工事車両については、過積載防止や当            該路線の規制速度の遵守について、運転者            に周知徹底いたします。</p>

表2(2) 事業段階関係区長(中央区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
<p>工事用車両や建設機械等の集中稼働を避けることともに、使用の抑制を図ること。</p>	<p>工事用車両及び建設機械については、工工程の平準化や時間帯を考慮した効率的な運用を図ることにより集中稼働を抑制すること、また建設機械の使用の抑制に努めます。</p>	
<p>工事の施工中は、工事用車両の走行や建設機械等の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について把握し、その低減に努めること。</p>	<p>施工区域にて常時測定を行うことで、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を実施するための指標として用いることにより、騒音・振動への影響の低減に努めます。</p>	
<p>日影による周辺地域への影響について、地元住民に対して丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>計画建築物による周辺地域への日影の影響については、地元住民に対して丁寧な説明を行うよう努めます。</p>	
<p>項目   電波障害</p> <p>工事の施工中だけでなく、工事終了後にも本再開発事業が原因と認められる電波障害について、対策に努めること。</p>	<p>工事の施行中及び工事の完了後において相隣窓口を設置し、テレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施する等の環境保全のための措置を確実に実施します。</p>	
<p>項目   風環境</p> <p>建設後の風環境評価において、領域B又は領域Cへと悪化する地点があることから、建築敷地内において十分な防風対策を実施すること。</p> <p>事後調査において風環境の状況を把握し、必要に応じて追加の植栽を行う等の対策に努めること。</p>	<p>事業計画の詳細検討において、防風植栽・防風柵を適切に配置する等の防風対策について更なる検討を進め、風環境の改善に努めます。</p> <p>工事の完了後に風向・風速の事後調査を効果について確認するとともに、必要に応じて適切な対策を講じること、風環境の改善に努めます。</p>	
<p>項目   景観</p> <p>地区計画やまちづくりビジョン等に基づき、建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものであるよう努めること。</p>	<p>計画建築物の形態、意匠、色彩等については、地区計画及びまちづくりビジョンとの整合を図り、東京都景観計画による大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準に適合した周辺環境及び都市景観に配慮したものであるよう努めます。</p> <p>本事業では、日本橋地区の歴史と文化を継承した都市再生事業として、計画地内の日本橋野村ビル旧館を保存させる計画であり、現況の日本橋川沿川の状況を改善し親水性の高いオープンスペースネットワークを整備する等の東京都景観計画や都市計画区域マスタープランに適合する計画により、都市景観と均衡のとれた個性ある美しい空間の創造に努めます。</p>	

表2(3) 事業段階関係区長(中央区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
<p>項目   史跡・文化財</p> <p>本再開発事業A街区に立地する「日本橋野村ビル旧館」は、本区の歴史的・文化的価値の高い建築物であり、平成29年9月15日付で所有者から中央区指定有形文化財の指定に同意する文書が中央区教育委員会から提出され、平成29年度の中央区文化財保護審議会に対して中央区指定有形文化財への諮問を行う予定である。これらを鑑み、当該事業においては、審議会における審議事項及び答申内容を鑑み、工事及び工事完了後の保存・活用に係る適切な環境保全のための措置を講じること。</p>	<p>「日本橋野村ビル旧館」については、都市計画において、その歴史的・文化的価値を踏まえた、保存と活用についての計画を検討しています。</p> <p>今後、有形文化財指定有形文化財の指定に向けて、中央区文化財保護審議会との十分な協議し、中央区教育委員会と十分協議し、中央区文化財保護審議会の審議事項及び答申内容を鑑み、工事及び工事完了後の保存・活用に努めるよう、適切な環境保全のための措置のさらなる充実と確実な実施を図ります。</p>	
<p>項目   その他</p> <p>「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、本事業の進捗状況にあわせて関係者に対する事前説明を行うこと、地域住民に対しても丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、適時関係者等の地域住民に対して丁寧な説明を行うよう努めます。また、工事の実施にあたっては、工事内容の情報提供に努め、地域住民の皆さまからのご理解・ご協力を頂きながら事業を進めます。</p> <p>工事の実施にあたっては、地域住民の皆さまからの苦情や問い合わせ等に対する相談窓口を設置し、苦情等に対して速やかに対応できる体制を確保します。また、工事の完了後も誠意をもって対応します。</p>	

表3 事業段階関係区長(千代田区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染	工事中の歩行者の通行に伴う塵埃や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底させたい。
項目	騒音・振動	工事中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通渋滞削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。
項目	日照影	日照影の発生を抑制し、周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通渋滞削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。
項目	電波障害	評価書案に記載した予測に反映した環境保全のための措置を確実に実施いたします。
項目	風環境	評価書案に記載したとおり、計画地内は、防風植栽・防風柵を適切に配置することにより、風環境への影響の低減に努めます。
項目	景観	行幸通りから計画建築物は既存建築物に隠れて視認できませんが、配置、形態、意匠及び屋外広告物の表示について、夜間景観も含めて、評価書案に記載したとおり、東京都景観計画による大規模建築物等の建築等に適合した計画をいたしました。

公 告

特定非営利活動法人の特例認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人おたまじゃくしクラブ

二 代表者の氏名

野田 重雄

三 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住二丁目六十五番地 双葉ビル二階

四 特例認定の有効期間

平成二十九年十二月十四日から平成三十二年十二月十日

三日まで

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

